

監 査 報 告 書

平成 29 年 6 月 20 日

地方独立行政法人三重県立総合医療センター
理事長 高瀬 幸次郎 様

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

監 事

伊藤 紀

監 事

早川 忠宏



私たち監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度における業務及び会計について監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私たち監事は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター監事監査規程に従い、理事会に出席するほか、理事等から業務運営の報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務及び財産の状況を調査し、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失の処理に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても理事の義務違反は認められません。

- (7) 平成 29 年 1 月に実施した実地監査（業務監査・会計監査）で指摘した課題については、病院職員の努力により改善が進んでいるものと認めます。

しかしながら、単年度では解決できない個々の課題も残されており、引き続き改善に向けた取組を行っていく必要があります。

以 上